

令和 5 年

国見町議会会議録

第 2 回 臨時会

令和 5 年 4 月 7 日開会

令和 5 年 4 月 7 日閉会

国 見 町 議 会

令和5年第2回（4月）国見町議会臨時会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（4月7日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案の上程（報告第2号～議案第33号）	6
町長提案理由の説明	6
報告第2号 専決処分の報告について	6
承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	7
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて	7
議案第32号 動産の取得について	8
議案第33号 令和5年度国見町一般会計補正予算（第1号）	16
町長挨拶	17
閉議及び閉会の宣告	17

国見町告示第13号

令和5年第2回国見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年4月3日

国見町長 引地 真

記

1. 期 日 令和5年4月7日
2. 場 所 国見町議会議場
3. 付議事件
 - (1) 専決処分の報告について
 - (2) 動産の取得について
 - (3) 令和5年度国見町一般会計補正予算（第1号）

応招不応招議員

・ 応招議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・ 不応招議員

なし

令和5年第2回国見町議会臨時会議事日程（第1号）

令和5年4月7日（金曜日）午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第 2号 専決処分の報告について
- 第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第32号 動産の取得について
- 第 8 議案第33号 令和5年度国見町一般会計補正予算（第1号）

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	佐藤温史君
福 祉 課 長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	阿部善徳君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	安藤充輝君
教育総務課長	大勝晴美君	教育施設課長	中條伸喜君
生涯学習課長	小野笑子君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	澁谷康弘君	書 長	記 榎 英則君
書 記	八島 章君	書 記	木村恒夫君
書 記	石澤 廣君		

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回国見町議会臨時会を開会いたします。

（午前9時34分）

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番蒲倉 孝君及び2番八巻喜治郎君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決しました。

なお、本臨時会にあたり、町長及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（澁谷康弘君） 議会関係についてご報告いたします。

令和5年第1回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

また、第1回議会定例会で可決いたしました「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」につきましては、3月27日に内閣総理大臣ほか関係機関に送付いたしました。

本臨時会に、町長より別紙議案提出書のとおり議案5件が提出され、受理いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇
◇議案の上程（報告第2号～議案第33号）

議長（東海林一樹君） 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。
（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇
◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） 令和5年第2回国見町議会臨時会を招集したところ、議員の皆様には出席いただきありがとうございます。

本臨時会には、報告1件、承認2件、一般議案1件、補正予算の議案1件の計5件の当面する緊急で重要な議案を提出しました。

それでは、本臨時会に提案した議案について、その概要を申し上げます。

報告第1号「専決処分の報告について」は、損害賠償額の確定により専決処分したことについて、地方自治法の規定により議会に報告するものです。

承認第1号及び承認第2号の「専決処分の承認を求めることについて」は、税制改正に伴う国見町税条例及び国見町税特別措置条例の改正を専決処分したことについて、地方自治法の規定により議会の承認を求めるものです。

議案第32号「動産の取得について」は、高規格救急自動車の取得について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第33号「令和5年度国見町一般会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ649万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ58億9351万円としたいとするものです。

歳出の補正は、高規格救急自動車の管理委託料及び子育て世帯への特別給付金事業を新たに行う一方、地域活性化起業人に係る費用を減額するものです。

一方、歳入は、特別給付金事業に係る補助金及びまち・ひと・しごと創生推進基金の繰入れによる増額の方、特別交付税を減額するものです。

以上、提案理由の趣旨を申し上げますが、議案の内容、係数などは、審議に先立ち、関係課長がそれぞれ説明しますので、慎重審議の上、速やかにご議決くださるようお願いし、提案理由の説明とします。よろしくお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長提案理由の説明は終わりました。

◇ ◇ ◇
◇報告第2号 専決処分の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第4、報告第2号「専決処分の報告」についての件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部正一君） 報告第2号、専決処分の報告についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） この報告は議会の委任による専決処分につき、報告のみといたし

ます。

◇

◇

◇

◇承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第5、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本案件について説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤光男君） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

◇

◇

◇

◇承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第6、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本案件について説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤光男君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

◇

◇

◇

◇議案第32号 動産の取得について

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第32号「動産の取得について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 議案第32号について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） この事業の事実上の中止については、町は委託先のワンテーブルとの信頼関係をこれ以上維持することが困難と判断したからと説明をいたしました。我々議会も承認した事案であり、反省すべきと考えております。

この問題がNHKの番組「はまなかあいづ」の中で取り上げられました。ご覧になった方も多いかと思います。番組の中で担当記者は、この大型事業に対して、町は高規格救急車の需要の調査や具体的利用計画が不十分なために最終的に事業を中止することになったと見解を述べております。この指摘に対して、町はどのように考えているのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

確かに、NHKの報道はございました。その内容についても視聴いたしました。

町としては、まずは反省すべきところはきちんと反省をすべきだと考えています。指摘は指摘、それを受け入れる、それも必要なことなのだと思います。

ただ、いろいろな捉え方をしている人たちもいます。肯定的に受け止めている人も中にはいるかもしれませんが、逆にこれを否定的に受け止めている方々もいらっしゃる。であれば、それぞれの思いをきちんと町側は受け止めなければいけないと思っています。そのために、4月の中旬から町民と直接、説明会を開きまして、町民からの意見を我々はきちんと受け止めなければいけないと思っています。4月15日から町民説明会、住民説明会を開催して、この問題についての意見、町民の意思、思いというものを受け止めることといたしました。その上で、きちんと反省すべきところは反省をし、この次の町政運営あるいはまちづくり、町民福祉の向上、これに役立てていきたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） この件につきまして、契約内容等、私も分からないところがあるので、それと守秘義務もあると思うので、その辺は答えなくて結構なんですけれども、これは企業版ふるさと納税を利用したとのことなんですけれども、いつ企業版ふるさと

と納税が、町にお金が入ってきたのか。

それと、契約内容で、12台で4億1704万3000円ということで、普通ですと、支払いは第1回、第2回、第3回までなのか、そのような形の支払いなのか、または年度末一括の支払いになっているのか、その辺ちょっとお聞きしたいなと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 宍戸議員のご質問にお答えいたします。

まず、企業版ふるさと納税につきましては、振り込まれた時期でございます。令和4年2月及び7月と8月、去年の2月と7月、8月に3回に分けて振り込まれております。

また、この事業の終了につきましては令和5年3月31日ということで、検査が終了次第、一括で振り込むというような予定でおります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） 佐藤定男議員の質問の関連で質問をさせていただきます。

先ほど出ましたNHKでの放映に関して、私たちが聞いている話とちょっと違う内容があったのでご確認したいんですが、今回の企業版ふるさと納税で4億円の寄附があったという話は私たちが聞いているんですけども、NHKの放映では、公費を4億円使用したという報道をされているので、部分的にはそうなるのかもしれませんが、一般の町民が聞いたならば、公費と言ったら自分たちの税金が使われたのではないかと勘違いされる部分があると思うんですけども、その辺のご説明をいただきたいと思うんですが。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 蒲倉議員のご質問にお答えします。

公費ではあります。企業版ふるさと納税として国見町の会計に一度入っておりますので、公金であることは間違いありません。

ただ、財源としては寄附金となりますから、税金ではないということになります。その辺の公費の具体的な説明が「はまなかあいづ」さんのほうではなかったのかなとは思いますが、寄附金をそのまま、まち・ひと・しごと創生事業のほうに使ったということですので、そういった制度になっている、特定目的の基金を通じて事業をやるということになっていますから、町の税金を使ったということではないということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） 課長からの答弁は、前にもお聞きしている内容で、分かるんですけども、ただ、町民の方はやはり公費と言ったら税金と思ってしまう部分が多いので、できないのかもしれませんが、NHKさんから謝罪なんて難しいでしょうけれど

も、間違っていますよというのは、町内の説明会のときには何か話をさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

公費という受け止め方、広義か狭義かというところもありますけれども、今、総務課長が答弁をしたとおりに思います。であれば、住民説明会の中で、その疑問に対しては、きちんと町が正面から受けとめて、納得をしていただけるような説明を我々しなければいけないと思っています。

誤解が誤解を生んで、うわさ話がいろんいうわさ話を呼んでいるという話も聞いております。であれば、我々行政の当事者がきちんと住民と向き合って、我々の考え方であったり、思いであったり、これまでの経過、そしてこれからどうすべきかという、そういったことを説明する、それは我々の責任だと思っておりますので、それをしっかりと行っていきたいと思っています。

誤解をいつまでも誤解のままにしておきたくはありませんから、そのところは真摯に説明をし、丁寧な説明をし、理解をいただくようなことにしたいと思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） 町長、ありがとうございました。

関連で、先ほど同じように佐藤定男議員からも質問ありましたが、ワンテーブルとの取引は、信頼関係を損ねたから取引をやめたという報道なんですけれども、今回、このワンテーブルが入っているカプコという団体、新年度はメンバーを見直すとは伺っておりますが、前回ご質問させていただいて、一般企業ですと取引する際は信用調査というのをを行うのが、当たり前なことなんですけれども、高額になるため難しいという答弁をいただいておりますが、私ごとで申し上げますが、簡易版というのがありまして、ある程度点数とか決算状況は見られるものがあります。

自費で調べさせていただきましたが、3分の1が上場企業なので、ある程度点数的にも決算状況もよろしいところが多いんですけれども、中には、1社ですけれども、明らかに2期連続高額の赤字で、一般企業が取引する際に指標としている点数が大体50点以上、それが40点未満という企業がありました。

そういったところと今後はこういう提携というんですか、してほしくない部分がありますので、それとワンテーブルさんの主要株主にこのメンバーの方3社4社入っております。つながりを切るという形であれば、その辺も検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

まず、カプコにつきましては、いろいろ報道がございました。あとワンテーブルが、事務局で入っていましたが、ワンテーブルについては信用できないので、関係については令和5年度以降については一切断つということで考えております。それで、関連

企業についても、今後何かで取り組むということはないと考えております。

それで、カプコにつきましては、一回取りやめということとし、官民連携をするのであれば、新たに、議員お質しのとおり、参加する企業についてはきちんと調べて、それで信用ある会社だということを確認した上で連携をしていければと考えているところです。今までのカプコやワンテーブルとの関係については、今後は一切やらないということでご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） 分かりました。

では、確認ですが、今後の取引する際には、与信調査とかそういったもの、グループ関係の調査とかそういったものをやってからということ認識してよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 入札参加資格担当課長として答弁させていただきますが、通常ですと、入札参加資格の届出の際に、経営事項審査書を添付した上で、きちんとした内容で提出をして確認するというのが町側の一般的な与信ということになります。

それで、入札参加資格者名簿に載っていない場合で、匿名であるとかプロポーザルであるとか、他町なんかもそうなんですけれども、やる場合に、そういった登録したい人もしくは会社を参加させる場合については、その時点で参加資格の登録時の同様の書類ですか、こういったものを提出させて、きちんと与信をするというような手続が必要になるのかと思います。そういったことをきちんとした義務として今後きちんとやっていけるようにすれば、このようなことは起こらないのかなと。

ただ、出資とか、そこの先まではそれでは見えてこないもので、出資しているから悪いのかどうかというのは、なかなかそこは難しい判断になるのかと思いますので、そういった場合については、顧問弁護士等とも相談をしながら、こちらのほうでも対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10 番（渡辺勝弘君） 動産の取得についてお尋ねいたします。

4 億 3 0 0 0 万円というふるさと納税を頂いて、その中で、今回、高規格の救急自動車 1 2 台を作製したということなんですけれども、それは今まで所有をしていたということから、今度は取得をしたいということの提案だと思うんですけれども、これがいかがは分かりませんが、4 億 3 0 0 0 万円のうち残り 1 5 0 0 万円ぐらいありまして、1 5 0 0 万円と一緒に、この車もそっくり、今回ワンテーブルのほうから取得をするということになれば、ワンテーブルに戻したほうがいいのではないかなとは思っております、現実に。

ただ、そこに戻す、今回取得しなくちゃならない、どうしても取得をしなくてはこ

の問題を解決することができなかった、だからこれは取得するんだと言うんだと思うので、その内容につきましてもうちょっと詳しく、この車を取得しなくちゃならなかったのか、ちょっとお尋ねしたい。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

高規格救急自動車について報道等されています。それで、様々なことを弁護士さんと相談させていただきまして、検討させていただきました。議員お質しのとおり、全てゼロベースにするのは可能なのかどうかということも、もちろん検討させていただいた内容でございます。

ただ、このいわゆる契約の関係の中で、取りやめの時期というものが、3月末ということで終期に、いわゆる終わりに近かったということもございます。救急車自体ももうできているというような状況だったということです。それらを総合的に鑑みて、また顧問弁護士さんと相談しまして、いろいろなリスクを考えさせていただいたところ、相手方から裁判とか、寄附を頂いた企業のほうからも、できなかったのであればということで訴訟とかそういうことになる可能性もあるということで、様々なリスクをお伺いしたというところであります。

最良の道を検討したところ、変更契約ということで、できなかった分についてはもちろん払わないということで、物はできてしまったんだから、そこについては考えていきたいと思いますということでご指導をいただいたということです。町と考え方を統一させていただいたというところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） そうしますと、4億円、この契約は、リスクは背負うということで、そうやっていくのは分かりました。

では、それは理解いたしますけれども、今度、この12台を取得することによって、この車の保管のお金というのは、先ほど言いました4億3000万円の残りの1500万円で維持管理をするということはお聞きしましたけれども、実際この車をどこに保管するのか、そして、保管したはいいけれども、その管理はどこかに任すのか、その辺はどのように考えているのか、その点をお尋ねしたいと。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

高規格救急自動車12台につきましては、今、宇都宮にある工場で、株式会社ネイチャーというところなんですけれども、そこで今保管をさせていただいて、艀装する会社ですけれども、そこで保管している状況でございます。交渉の結果、5月までは無料で置いておいていただいても結構ですということで、それ以後、保管する場合については、いわゆる賃料が、保管料がかかりますよということになっています。

町としては、なるべく早く寄附先を見つけて、使っていただけるような方策をとり、5月ぐらいまでには手放したいなどと考えて、ちょっとすぐには難しいと思いますけれ

ども、なるべく早くということは考えています。保管料が発生するので、今回お願いできればということで予算を計上させていただいたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） では、最後に移ります。

このように、12台、普通の乗用車とか、そういうのであればすぐということもなりますけれども、やはり救急自動車ということになると、日本全国に問合せをしたり、あるいはいろんなものを考えるとなってくると、当然1か月や2か月で済む、それ全てがいろんなところに行くというのはちょっと私は不可能だと思っています。

であるならば、やはり今の状態、今12台ですよというのであれば、これが11台になりました、10台になりましたというのを、出してから報告するのではなく、逐一、私ども議員にも当然ですけれども、町民にもやっぱり発信をしていただきたい。やはり財産ではありますけれども、やはり動けない財産という形になっちゃいますので、この財産はこのような形で動いていますよというような形で、報告は1か月後とか、そういうスパンをもって報告いただければと思いますけれども、その点はどのように考えているのかお尋ねしたい。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） お答えします。

今回、動産の取得ということで議案を上程させていただいてございます。この議決がいただければ、町としてこの高規格救急自動車を所有するという形になりますので、当然、条例の規定に基づいて、処分する場合にも同様に議決が必要ということになりますので、その都度になるか一括になるか分かりませんが、寄附先が確定した段階で議会の議決をいただく手続になるかと思っております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 私のほうは、企業版ふるさと納税ということで、初めに、企業版ふるさと納税をするにあたって、町でつくり上げたと思うんですね。どういうふうな、簡単な文章だと思いますが、やはり国見町の先人たちがつくり上げた国見町の歴史、そして信頼とか、そういったものを守るといふようになっていたと思います。

あと、今回こういったリース事業については、そのつくり上げた2番目に、防災対策の中からリース事業が発生したのかなというふうに思いますが、国見町では、研究、救急車と、研究開発やリース事業は救急活動の質の向上や町の新しい産業創出につながると考えて、未来のまちづくりのためにやられたのかなと思いますが、ここで町として事業の見極めが不十分であったと近畿大学短期大学部の教授も言っています。冷静な判断でより吟味して、まともな政策、事業を考えてほしかったと。

私は一議員として、町民に奉仕する公人としての町の責務を考慮して、今回事業を進めてほしかったと思います。ワンテーブルの社長、島田さんも、初めからこうなる

のを分かっていたような節があります。なぜかという、そこを町が見抜けなかった
……

議長（東海林一樹君） 簡潔にお願いいたします。

2番（八巻喜治郎君） まず、そもそも救急車の需要調査、県内は需要がないと。県外からも若干関心があった程度だと。それで4億円を使ったんです。そして、ここの今日の……

議長（東海林一樹君） 簡潔にお願いいたします。

2番（八巻喜治郎君） そこに対する町民に対して、今まで先人がつくり上げた町の歴史と信頼を壊してしまったと。これに対しては、どのように町としては考えを持っているのかお伺いしたい。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

今の質問に関しては、先ほど佐藤定男議員からの質問と同じような答弁になります。まずは、反省すべきところは反省しなければいけない。そしてまた、町民がいろいろと思っていること、それを我々はきちんと受け止めて、町側のこれまでの考え方、そして対応の仕方、その先にあるこれからどうすべきかという、そういった説明と意見の交換をしながら、誤解があるのであれば、その誤解を解いていくと。当事者である我々執行部としての思いであったり、これからの対応の仕方というものをきちんと町民に説明をする。直接対話で説明をしていくということ。その中で誤解を解消していく。あるいは、いろんなうわさ話があるように聞いておりますから、そのうわさ話に対してのきちんとした町側の対応の姿、これをお伝えしていくのが一番なのかなと思っています。

NHKの報道で、高規格救急自動車の需要がないとか、いろいろと断定的なことを記者は話をしておりましてけれども、それはそれ、NHK側の考え方なのだろうと思っています。確かに指摘を受けるようなことも執行部にはあったのかもしれませんが。ただ、そうであればこそ、きちんと町側の考え方ですかね、どうしてこういった事業に取り組んだんだというその疑問に対しての回答はきちんとしなければいけないのかなと思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） ちょっと私の認識がちょっとずれているか、ちょっと分かりませんが、今回取得する動産については高規格救急自動車12台と、これだけの提案ですよね。そして、町民の皆様にあっては、私たちに、この次、この車をどうして処分するかというような、寄附するかというようなことも多分お話があったと思うんですけども、その辺については、今回、何で一括して出さない、これ手続上なんでしょうか、ちょっと私、分からないので。逆に、一括して出してもらったほうが、町民の皆さんには、この議案の中身を見ると、ただ買いますよ、今日のやつでは、買いま

すよだけの話で、その次の手続については、もう一回、臨時議会なり集まって売りますよというような、寄附しますよというのかな、ということを説明しなきゃならないんでしょうけれども、その辺のいきさつについてお伺いしたいと。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） 山崎議員の質問にお答えをします。

今回、動産の取得という議案でございますけれども、今度、先ほど私が答弁しました動産の処分の関係ですが、これにつきましては相手方が決まらないと議案として出せませんので、今後、寄附先を探して決まった段階で、当然寄附方の住所、氏名、組織名等を加えて、皆様の議決をいただくというような手続になるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎君。

5番（山崎健吉君） それは手続としてはそういうことなんでしょけれども、今言ったように、買いますよとだけ話をすると、なかなか住民の方が納得しない。私も納得しないんですね、これだけでは。ですから、その次の、これは寄附金であるけれども、さっき言ったように、税金か何かという問題がありますけれども、やはりその次には、こういう手続をもって希望する自治体、そういうところには早めに寄附をしたい、そういう考えを持っていますということをきちっと言っていただかないと、なかなか納得しないのではないかと私は思っているんですよ。その辺をお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） お答えをします。

動産の取得の今回の議案がご議決いただければ、速やかに、高規格救急車を使用する組織というのはある程度決まっていますので、国見町が属する伊達地方消防組合であったり、県内の消防本部、そういう広域消防、そういうところへの打診を進めて、速やかに寄附先が選定できるように対応していきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 最後の質問。

ということは、結局12台全部寄附先が決まらなければ、なかなか我々に出してこないというか、同意を求められないと、こういう結論になっちゃうんですか。そうすると、なかなか納得いかないのではないですかね、これは。だから、その辺ちょっとお伺いしたい。逆に早目に出して欲しいということで。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案については、相手先1件につき1本なので、最大値で12件の議案になる。ですので、決まり次第1件ごとになります。議案としては全部別になるということでご理解ください。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 私のほうは、企画調整課長のほうに確認です。

今回、動産取得についての契約金額4億円、この中、12台となっていますが、中身は新車が10台、中古車が入っているんですね、2台。間違いはないですね。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 八巻議員のご質問にお答えいたします。

12台の内訳につきましては、新車が10台で新古車が2台ということになっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 新しい開発ということで私のほうも以前聞いたと思いますが、中古車が入っているというのは、これは開発ではないからと、おかしいなどは思っていたんです。今後、やはり町民の代表として、この購入する救急車12台をどうするかというよりも、これを全国的に喜ばれるような使い方、それをしっかりと今後熟慮してやってほしいと思います。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第33号 令和5年度国見町一般会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第33号「令和5年度国見町一般会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第33号、令和5年度国見町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） 8ページの2款1項8目12節委託料、救急車両管理66万円という支出がございますが、今回の一連の救急車は、ふるさと納税だけで町の支出がないと伺っているんですけれども、なぜ支出が66万円出たのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 蒲倉議員のご質問にお答えします。

この66万円につきましては、いわゆる企業版ふるさと納税を基金で積んでいたもので、今回、変更契約で差額が発生しましたので、その残りの分から66万円を出しているというような形になっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） そうしますと、企業版ふるさと納税から支出するので、町からの負担がないということによろしいですね。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お見込みのとおりでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 以上で、本臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長（引地 真君） 令和5年第2回国見町議会臨時会の閉会にあたり、挨拶します。

提案した議案は、原案のとおり議決いただいたことに感謝いたします。ありがとうございます。

議案審議の過程でのご意見、これはそれぞれに熟慮熟考し、対応してまいりたいと思っています。

議員には、今後も町政進展、町民福祉の向上のための施策にご理解をお願いし、閉会の挨拶とします。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） 午前10時45分より広報常任委員会を委員会室で開催いたします。

すので、ご参集願います。

これをもって本日の会議を閉じます。

令和5年第2回国見町議会臨時会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

(午前10時34分)

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年4月7日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 蒲 倉 孝

同 署名議員 八 卷 喜治郎